

いちのみや食べきり協力店登録実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本来食べることができるにもかかわらず廃棄される食品（以下「食品ロス」という。）の削減に取り組む店舗を、「いちのみや食べきり協力店」（以下「協力店」という。）として登録し、その取組を広く紹介することにより、市民及び事業者の意識の啓発を図り、飲食店等から排出される食品ロスの削減に資することを目的とする。

(協力店登録の対象店舗)

第2条 登録対象は、市内で営業する飲食店、宿泊施設及び食料品小売店（以下「店舗」という。）とする。

(登録要件)

第3条 次の項目のうち、1つ以上の取組を実施する店舗を協力店として登録する。

- (1) 小盛またはハーフサイズのメニューの工夫
- (2) 宴会や会食等での食べきりの呼びかけの実施
- (3) 持ち帰り希望者への対応
- (4) ばら売り、量り売り、少量パック等による販売
- (5) 賞味期限または消費期限が近い商品の値引きや加工販売
- (6) 閉店間際における値引き販売
- (7) 食品の入手が困難な方にまだ食べられる食品を提供する活動を行う団体等への当該食品の提供の協力
- (8) ポスター等の掲示による啓発活動の実施
- (9) その他食品ロスの削減・生ごみの減量につながる取組

(協力店の役割)

第4条 協力店は、前条各号の取組を積極的に実践し、食品ロス及び生ごみの発生抑制に努めるものとする。

- 2 協力店は、市から交付されるポスター等を店舗内の見やすい場所に掲示し、来店者への取組について積極的にPRし、周知を図るものとする。
- 3 協力店は、この取組に関し、市が実施するアンケート調査に協力するよう努めるものとする。

(登録申込)

第5条 協力店としての登録を希望する事業者（以下「申込者」という。）は、申込書（様式第1号）を市へ郵送、ファクス、E-mailまたは持参のいずれかの方法により提出するものとする。

- 2 市は、申込者から提出された申込書の内容を確認し、第3条の登録要件を満たしていると認められるときは、登録名簿へ登録するものとする。
- 3 市は、前項の規定により登録したときは、協力店であるポスター等を協力店へ交付するものとする。

(協力店の情報発信)

第6条 市は、登録した協力店の店舗情報及び取組内容等を、市のホームページ等で紹介するものとする。

2 申込者は、市に申込書を提出した時点において、前項の紹介を承諾したものとする。

(登録内容の変更)

第7条 協力店は、登録した内容に変更が生じた場合は、速やかに登録内容変更届（様式第2号）により市へ届け出るものとする。

2 市は、前項の届が提出されたときは、必要に応じて市のホームページの掲載内容を修正するものとする。

(登録の中止)

第8条 協力店は、登録要件を満たさなくなったとき又は店舗を廃止するときは、登録中止届（様式第3号）により市に届け出るとともに、市から交付されたポスター等の掲示を速やかに中止しなければならない。

(登録の取消し)

第9条 市は、協力店が登録要件を満たしていない場合や、信用を失墜する行為を行う等協力店として適当でないと判断した場合は、登録を取り消すことができるものとする。

2 前項の規定により登録を取り消された店舗は、市から交付されたポスター等の掲示を速やかに中止しなければならない。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。